



令和5(2023)年度  
税制改正大綱速報



# 令和5(2023)年度 税制改正大綱速報: 抜粋

## 企業オーナー様関連

### ■ 株式交付制度の見直し

- 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例について、対象から株式交付後に株式交付親会社が**同族会社(非同族の同族会社を除く。)**に**該当する場合を除外**(法人税・所得税ともに適用)。
- 令和5(2023)年10月1日以後に行われる株式交付について適用。

### ■ 相続時精算課税制度の見直し

- 特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別に、**暦年課税と同水準(110万円)の基礎控除**を創設。
- 令和6(2024)年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税等について適用。

	贈与税の計算方法
改正前	(贈与額 - 2,500万円 <sup>(※1)</sup> ) × 一律20%
改正後	{(贈与額 - 110万円 <sup>(※2)</sup> ) - 2,500万円 <sup>(※1)</sup> } × 一律20%

(※1) 特別控除(累積2,500万円まで) (※2) 基礎控除(毎年110万円まで)

### ■ 暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長

- 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の**開始前7年以内**(現行: 3年以内)に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算。
- 当該財産のうち、当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、**当該財産の価額の合計額から100万円を控除**。
- 令和6(2024)年1月1日以後贈与により取得する財産に係る相続税につき適用。

### ■ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

- 教育資金に係る措置は適用期限を3年延長。[令和8(2026)年3月31日まで]
- 結婚・子育て資金に係る措置は同2年延長。[令和7(2025)年3月31日まで]

### ■ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化(いわゆる金融所得課税)

- その年分の**基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額**がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する。令和7(2025)年分以後の所得税について適用。

## 所得税

### ■ NISA制度の抜本的拡充・恒久化

- 「貯蓄から投資へ」の流れを加速するため、NISA制度を見直し。

	現行		拡充案 (3種の現行NISAを一本化)	
	つみたてNISA	一般NISA		
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	恒久化	
非課税保有期間	20年	5年	無期限化	
年間投資枠	40万円	120万円	投資信託 120万円	株式等 240万円
非課税限度額	800万円	600万円	1,800万円 (株式等は1,200万円)	

※ジュニアNISAは令和5(2023)年で終了

## 法人税・その他

### ■ グローバルミニマム課税の創設

- 「特定多国籍企業グループ等」に属する内国法人に対して、国際最低課税額に対する法人税・地方法人税を課する。

## 今後の税制の見直し

### ■ 外形標準課税のあり方

- 資本金1億円以下への減資や組織再編等による課税対象法人数の減少は、法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度趣旨を損なうおそれがある。(現行は資本金1億円超の法人が対象。)
- 外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討すると明記。

### ■ マンションの相続税評価額について

- 相続税におけるマンションの評価方法について、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討すると明記。

### ■ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

- 令和6(2024)年以降の適切な時期に、法人税額に対する付加税(4~4.5%)、所得税額に対する付加税(1%、復興特別所得税1%引き下げにより実質的な負担は据置)、たばこ税の引き上げ(3円/本)等を講ずると明記。

本プレゼンテーション及び本資料の提供により、お客様と株式会社三菱UFJ銀行の間には何ら委任その他の契約関係が発生するものではなく、弊行が、いかなる法的な義務ないし責任を負うものではありません。また、弊行は、本プレゼンテーション及び本資料から生じ得る一切の損害について、その損害が直接、間接、特別、偶然又は必然的などのような種類の損害であるかを問わず、お客様または第三者による申立てまたは要求であるかを問わず、いかなる法律、不法行為、契約、無過失責任に関する理論によるかを問わず、いかなる法的な義務ないし責任を負うものではありません。

本資料は、お客様の便宜のため、またお客様内部で検討資料として利用することを目的として、特定の取引が実行可能であるかについて仮定的または予備的に作成されたものであり、その他のいかなる目的に使用されるものではありません。

弊行は、仮に上記目的以外の使用に係る損害、損失または紛争が生じた場合においても、お客様ないし第三者に対し、いかなる責任を負うものではありません。また、本プレゼンテーション及び本資料の本来の提供先でない第三者に対しては、いかなる責任も負うものではないことはもとより、かかる第三者からのいかなる問い合わせにも応じかねます。

本資料は、弊行が信頼に足ると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、弊行はその正確性、完全性および信頼性を何ら保証するものではありません。また、本資料は、本資料の作成日現在で存在し評価される、市場、経済及びその他の情勢に必然的に依拠しており、本資料の作成日現在で弊行が入手している情報に基づくものであり、将来の予測を示唆、保証するものではありません。なお、弊行は本資料を更新する義務を負いませんが、事前に通知することなく、本資料の修正、削除及び更新を行う権利を有します。

弊行は、お客様に対し、法律、税務、あるいは会計上の助言を供するものではなく、本プレゼンテーションを通じて本資料に関する法律、税務、あるいは会計上の十分性、適切性、有効・妥当性についていかなる見解を示すものでもありません。

本資料中、意見・見通し、提携候補先企業のリストアップ等に関する部分は、弊行独自の判断によるものであり、記載した企業の意向を示すものではありません。かかる意見・見通し、提携候補先企業のリストアップ等は、弊行が認識していないお客様内外の事情により、その内容が変更され、その妥当性が損なわれることもありますので、十分ご注意のうえ、お客様のご判断により慎重にご検討ください。

また、弊行およびその関係会社、またはそれらの役職員は本資料に記載されている証券もしくは金融商品について、利害関係もしくはポジションを有している場合があり、また自己もしくは委託による買付けあるいは売付けを行うことがあります。その他、本資料に掲載された税務・会計・法務等に係わる事項に関しては、予めお客様の顧問税理士、公認会計士、弁護士等の専門家に相談の上、お客様の責任においてご判断ください。

株式会社三菱UFJ銀行と三菱UFJ信託銀行 株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、株式会社三菱総合研究所、三菱総研DCS 株式会社、三菱UFJキャピタル 株式会社、公益財団法人三菱UFJ技術育成財団、三菱UFJニコス株式会社、三菱UFJファクター株式会社、三菱UFJリース株式会社、東銀リース株式会社は別法人です。本資料はこれらの弊行以外の法人が提供する商品・サービスについて説明するものではありません。また関連会社および提携会社のご提供する商品・サービスについて、当行は紹介行為を行うのみであり一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

また、弊行役職員は法令で定められた業務を除き三菱UFJ信託銀行 株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、株式会社三菱総合研究所、三菱総研DCS株式会社、三菱UFJキャピタル 株式会社、公益財団法人三菱UFJ技術育成財団、三菱UFJニコス株式会社、三菱UFJファクター株式会社、三菱UFJリース株式会社、東銀リース株式会社が提供する商品・サービスの勧誘行為をすることはございません。

弊行は、不動産取引に係わる個別の商品・サービスの提供は行いません。具体的な不動産取引を行う際は、不動産関連の専門家にご依頼下さい。

弊行は、本資料について著作権その他の知的財産権を有しております。弊行の事前の書面による承諾なく、本資料の全部もしくは一部を複製、要約、引用もしくはお客様以外の第三者に対して提供すること、その他知的財産権の侵害と見られる行為を行うことを禁じます。

Copyright 2022 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-4-1

株式会社 三菱UFJ銀行 コーポレート情報営業部 資本戦略推進室

当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

■ 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772

■ 受付時間：月～金曜日9:00～17:00(祝日、12/31～1/3等を除く)